

ID: 287

担当部署: 上下水道課

<b>処分の概要</b>	給水装置の新設等の承認		
<b>例規名 根拠条項</b>	八頭町簡易水道事業給水条例 第6条第1項		
<b>例規番号</b>	平成17年条例第159号		
<p><b>【根拠条文】</b>  (給水装置の新設等の申込み)  第6条 給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申し込みその承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の申込みに当たり町長が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の添付を求めることができる。</p>			
<p><b>【基準】</b>  根拠条文に同じ。</p>			
<b>標準処理期間</b>	30日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	平成26年7月1日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日